

虐待の防止に関する条例を制定しました

虐待のないまちをつくるため「川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」を制定し、10月1日から施行しました。

虐待はいくつかの要因によって引き起こされるものであり、その要因のひとつとして、家庭や地域における対人関係の希薄化が挙げられま

す。虐待の発生を未然に防ぐためには、地域における人間関係を良好に築き上げることが大切です。

この条例は、地域社会の役割など市独自の規定を盛り込み、虐待のない明るく住みよい地域社会を実現することを目的としています。

条例の主な内容

- 市と市民及び関係団体は、協力し合い、虐待の防止等に努めます。
- 市は、安心して子育てができる環境、また、高齢者、障害者の介護等ができる環境づくりに努めるとともに、保護者等に対し、必要な指導と継続的な支援を行い、虐待の再発防止に努めます。
- 市は、虐待を防止するため、相談体制の充実、啓発活動、関係団体及び関係行政機関との連携協力体制の整備を進めます。

虐待と思われる場合は……



以下へ通報してください。

- 児童…子育て支援課 ☎048-259-9005
- 高齢者…長寿支援課 ☎048-259-7652
- 障害者…障害者虐待防止センター
(障害福祉課) ☎048-259-7926 FAX048-256-5650
- 休日・夜間…☎048-258-1110 (市役所代表電話)
通報により、担当職員が速やかに、調査・安全確認などを行います。

■条例に関する問い合わせ

- 長寿支援課 ☎048-259-7650、子育て支援課 ☎048-259-9005
- 障害福祉課 ☎048-259-7920 FAX048-256-5650

一人で悩まず相談してください

- 川口市 子育て支援課・家庭児童相談室
月～金・8:30～17:15 (祝日を除く)
☎048-257-3330 (家庭児童相談室直通)
☎048-259-9005 (子育て支援課直通)
※上記の日時以外で緊急時は
「市役所代表電話 ☎048-258-1110」へ
- 埼玉県 南児童相談所
月～金・8:30～18:15 (祝日を除く)
☎048-262-4152
- 埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル
月～金・18:15～8:30(土・日、祝日は24時間対応)
☎048-779-1154
- 児童相談所全国共通ダイヤル
お住まいの地域の児童相談所につながります。
(児童相談所開設時間以外の時間帯は各児童相談所が留守番電話になります。)
☎0570-064-000



は、「ちょっとだけ」でも危険です。安全や健康面への配慮が欠けたために、死に至るケースもありますので、絶対にやめましょう。

あなたの周りで「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは、市役所や児童相談所に連絡(通告)してください。また、ご自身が出産や子育てで悩んだときには、ひとりで抱え込まず、ご相談ください。

保護者が、子どもを家に残して外出する、食事を与えないなどのほか、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置する、なども「ネグレクト(育児放棄)」にあたります。特に、乳幼児や年齢の低い子ども

虐待を見かけたとき
子育てに悩んだときは
連絡・相談を

ちょっとだけなら大丈夫？
乳幼児の「放置」は
大変危険です！

児童虐待を防ぐためには、家庭や学校、地域などの社会全体が児童虐待に対して関心を持ち、理解を深めることが重要です。

さしのべた その手がこどもの 命綱
11月は「児童虐待防止推進月間」です

